



熊本県公報

第 1 2 0 3 8 号

平成 23 年 8 月 23 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 特定計量器定期検査の実施…………… (産業支援課) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更…………… (障がい者支援課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… () 3
- 救急医療機関に関する認定…………… (医療政策課) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 第 5 回くまもとの夢 4 カ年戦略推進委員会の開催…………… (企画課) 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 10
- 土地改良区清算人の就任…………… (農村計画課) 10
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 22 条の 4 第 4 項
及び第 33 条第 4 項の規定に基づく特定病院の認定…………… (障がい者支援課) 10

告 示

熊本県告示第 8 1 5 号

計量法(平成 4 年法律第 5 1 号)第 1 9 条第 1 項の規定により菊池市、合志市及び菊池郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 3 年 8 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
大津町	平成 2 3 年 1 0 月 3 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	大津町役場	非自動はかり(計量法施行令(平成 5 年政令第 3 2 9 号)第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
大津町	平成 2 3 年 1 0 月 4 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	大津町役場	
菊陽町	平成 2 3 年 1 0 月 5 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	菊陽町中央公民館	
菊池市	平成 2 3 年 1 0 月 6 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	菊池市役所 七城総合支所	
菊池市	平成 2 3 年 1 0 月 7 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	泗水中央公民館	
菊池市	平成 2 3 年 1 0 月 1 1 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	旭志多目的研修センター	
菊池市	平成 2 3 年 1 0 月 1 2 日	午前 1 0 時から午前 1 1 時まで	菊池市公民館 龍門支館	
菊池市	平成 2 3 年 1 0 月 1 2 日	午後 1 時から午後 3 時まで	J A 菊池 水源支所跡地	
菊池市	平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	菊池市役所	
菊池市	平成 2 3 年 1 0 月 1 4 日	午前 1 0 時から午後 3 時まで	菊池市役所	
合志市	平成 2 3 年 1 0 月 1 7 日	午前 9 時半から午前 1 1 時半まで	三つの木の家	

合志市	平成23年10月17日	午後1時から午後2時半まで	妙泉寺体育館
合志市	平成23年10月17日	午後3時から午後4時まで	国立療養所 菊池恵楓園
合志市	平成23年10月18日	午前9時半から正午まで	合志市商工会 支所
合志市	平成23年10月18日	午後1時半から午後3時まで	J A 菊池 西 合志中央支所

2 所在場所検査

実施 期 日	実 施 場 所
平成23年9月26日から平成23年10月28日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに定めるもの にあつては、その計量器の所在場所

3 実施機関

社団法人 熊本県計量協会

熊本県告示第816号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があつたので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年8月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があつた事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人やまびこ福祉会 ワークセンターやまびこ 就労継続支援B型	事業所の所在地	熊本市新屋敷三丁目3番17号	熊本市新大江一丁目12番15号	平成23年4月7日
社会福祉法人やまびこ福祉会 やまびこ福祉会グループホーム事業 共同生活援助	事業所の所在地	熊本市新屋敷三丁目3番17号	熊本市新大江一丁目12番15号	平成23年4月7日

熊本県告示第817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年8月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年8月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	山鹿植木線	熊本市植木町平原字下原500番1地先から同市植木町鈴麦字下ノ田17番地先まで	前	8.7 ～ 11.3	49.9	単橋改 (仮設 道路の 設置)
			後	8.7 ～ 32.5		

2 区域を変更する期日 平成23年8月23日

熊本県告示第 8 1 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 3 年 8 月 2 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 8 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	山鹿植木線	山鹿市鹿央町北谷字田の口 5 6 5 番 1 地先から 同市鹿央町霜野字小路 1 0 1 番 1 地先まで	1441.0	活力基盤改築 (バイパス)

2 供用を開始する期日 平成 2 3 年 8 月 2 3 日

熊本県告示第 8 1 9 号

救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 3 年 8 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
小国公立病院	阿蘇郡小国町宮原 1 7 4 3 番地	平成 23 年 9 月 9 日から 平成 26 年 9 月 8 日まで
阿蘇温泉病院	阿蘇市内牧 1 1 5 3 番地の 1	平成 23 年 9 月 9 日から 平成 26 年 9 月 8 日まで

熊本県告示第 8 2 0 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 8 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
就労サポートセンター希望館 菊池郡菊陽町原水字下大谷 3 8 8 0 番地 1 3	社会福祉法人青生会 菊池郡菊陽町原水字下大谷 3 9 3 0 番地 1 甲斐 利雄	平成 2 3 年 8 月 8 日	4312210141	就労継続支援 A 型

熊本県告示第 8 2 1 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 3 年 8 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 御船町

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上田代川（4 4 1 - 1 - 0 0 2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡御船町田代
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
田畑川 (4 4 1 - 2 - 0 1 5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡御船町水越
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 益城町
- (1) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
杉谷川 (4 4 3 - 1 - 0 0 2)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
上益城郡益城町平田
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
津留川 (4 4 3 - 1 - 0 0 3)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
上益城郡益城町福原
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下津留川 (4 4 3 - 1 - 0 0 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町福原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
境川 (4 4 3 - 1 - 0 0 5)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
上益城郡益城町福原
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
後迫川 (4 4 3 - 2 - 0 0 1)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
上益城郡益城町田原

- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
田原谷(443-2-002)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
上益城郡益城町田原
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
内寺川(443-2-005)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
上益城郡益城町福原
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
飯田第3谷(443-2-006)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡益城町小池
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 甲佐町
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
山出川(444-1-001)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
山大道川(444-1-002)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
中洲川-1(444-1-003-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町早川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (4) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中洲川-2 (4 4 4-1-0 0 3-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町早川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (5) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
城ノ上川-1 (4 4 4-1-0 0 4-1)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町早川
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (6) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
城ノ上川-2 (4 4 4-1-0 0 4-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町早川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (7) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
養寿院川 (4 4 4-1-0 0 5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町早川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- (8) ア 次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
丸山川 (4 4 4-1-0 1 0)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町横田
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

- (9) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 - イ 岩ノ鼻川 (444-1-011)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - ウ 上益城郡甲佐町横田
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - オ 土石流
 - 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
- (10) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 - イ 湯田川 (444-1-012)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - ウ 上益城郡甲佐町豊内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - オ 土石流
 - 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
- (11) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 - イ 湯田川 (444-1-013)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - ウ 上益城郡甲佐町豊内
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - オ 土石流
 - 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
- (12) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 - イ 上揚川 (444-1-014)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - ウ 上益城郡甲佐町上揚
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - オ 土石流
 - 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
- (13) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 - イ 鹿里川-1 (444-1-015-1)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - ウ 上益城郡甲佐町坂谷
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
 - 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - オ 土石流
 - 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
- (14) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- 鹿里川－2（444－1－015－2）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町坂谷
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
坂谷川（444－1－016）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町上早川
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
坂谷川（444－1－017）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町上早川
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
六谷川（444－2－001）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町上早川
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
坂本川－1（444－2－002－1）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町坂谷
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
坂本川－2（444－2－002－2）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町坂谷

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
尾北川 (4 4 4 - 2 - 0 0 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町東寒野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
塘ノ内 (4 4 4 - 1 - 0 3 6)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町豊内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下豊内 2 (4 4 4 - 1 - 0 3 7)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町豊内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第 4 3 4 号

第 5 回くまもとの夢 4 カ年戦略推進委員会を次のとおり開催する。
平成 2 3 年 8 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時
平成 2 3 年 8 月 3 1 日 (水) 午後 2 時
- 2 場所
熊本市水前寺公園 2 8 - 5 1
ホテル熊本テルサ 3 階たい樹
- 3 議題
(1) 平成 2 3 年度政策評価について
(2) くまもとの夢 4 カ年戦略の推進について
- 4 傍聴人の定員
1 0 人
- 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い定員になり次第終了する。傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合がある。

6 問合せ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県企画振興部企画課企画政策班
 (電話 096-333-2019)

熊本県公告第435号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
 平成23年8月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 合志市福原字蛇塚2671番3、同2671番4、同2671番5及び同2671番8
 386.77平方メートル（1,084.24平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 菊池郡大津町室616番地1
 芹川 慎一

熊本県公告第436号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により平成23年5月18日付けで解散を認可した河浦町土地改良区の清算人が次のとおり就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。
 平成23年8月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
池田 裕之	天草市河浦町今田504番地

熊本県公告第437号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項及び第33条第4項の規定により、特定病院として次のとおり認定した。
 平成23年8月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病院の名称	病 院 の 所 在 地	認 定 期 間
益城病院	上益城郡益城町大字惣領1530番地	平成23年8月12日から 平成26年7月31日まで